

2012年12月19日 全19頁

主要政党の政策比較①～市場・金融法制～

金融調査部

制度調査担当部長 吉井一洋・主任研究員 横山 淳

[要約]

- 2012年12月16日に投開票が行われた第46回衆議院議員総選挙では、自由民主党が294議席、公明党が31議席を獲得した一方、民主党は57議席に留まり、再び自由民主党を中心とした政権運営が行われることになる。もっとも、参議院においては、なお、議席の過半数を単独で有する政党が存在しない状況が継続している。自由民主党が公明党と合わせて衆議院の総議席数の2/3以上を確保したことで、仮に、参議院が法律案を否決しても、衆議院での再議決により法律を成立させることが可能となった。しかし、衆議院での再議決は、国会の会期日程などの関係で、多用することは難しいものと考えられる。このため、新政権としても、他党との連立や合意などを形成しながら、政策の実施を進める必要があることには変わりはないだろう。
- 本稿では、市場・金融法制を中心に、主要政党の政策を比較し、今後どのような政策が実施される可能性があるかを検討してみる。
- 市場法制関連では、わが国金融資本市場の活性化を、多くの政党が政策として掲げており、関心の高いテーマとなっている。個別事項では、自由民主党が掲げる東証「グローバル30社」インデックスの創設が注目される。金融法制では、ポスト中小企業金融円滑化法の対応について、各党とも関心が高い。ガバナンス関連では、自由民主党は「上場会社における複数独立取締役選任義務の明確化」を掲げており、2012年9月の法制審議会の「要綱」との調整が注目される。

1. 総選挙を受けた国会の基礎情報および法律案の議決プロセスについて

2012年12月16日に投開票が行われた第46回衆議院議員総選挙（以下、衆議院総選挙という）では、自由民主党が294議席、公明党が31議席を獲得した一方、民主党は57議席に留まり、再び自由民主党を中心とした政権運営が行われることになる¹。もっとも、今回改選の対象とはなっていない参議院においては、なお、議席の過半数を単独で有する政党が存在しない状況が継続している。

自由民主党が公明党と合わせて衆議院の総議席数（480）の2／3以上を確保したことで、仮に、参議院（総議席数242うち欠員6）が法律案を否決しても、衆議院での再議決により法律を成立させることが可能となった。すなわち、法律を成立させるためには、原則、衆議院と参議院の双方で同一の法律案が可決される必要がある（憲法59条1項）。各議院で可決されるためには、1／3以上の議員が出席した上で（定足数）、出席議員の過半数が賛成する必要がある（憲法56条）。しかし、法律案の議決に関しては、憲法上、衆議院の優越が認められている。すなわち、衆議院で可決した法律案を、参議院が否決した場合であっても、衆議院で出席議員の2／3以上の多数で再議決すれば、法律として成立させることができる（憲法59条2項）。今回の衆議院総選挙において、第一党が（その連立相手等を含めて）獲得する議席数が2／3に達するか否かが注目されるのはそのためである。しかし、こうした衆議院での再議決は、理論上はともかく、現実には多用することは難しいものと考えられる。

第一に、衆議院が再議決によって法律を制定するためには、参議院が法律案を否決又は修正しなければならない。衆議院から送付された法律案を、参議院が速やかに否決すれば、衆議院も迅速に再議決で対抗することができる。しかし、参議院が送付された法律案の採決を行わないという対抗措置をとった場合、衆議院は60日経過しなければ再議決を行うことはできない。これは限られた国会の会期日程の中で、重要な意味を持つものと考えられる（特に、税制関連法案や予算関連法案²などのように年度末等に期限切れの問題を生じ得る案件については、なおさらであろう）。

第二に、国会での議決が必要となる案件は、法律案に限られない。例えば、日本銀行総裁の人事案件などは、衆参両院の承認が必要であるが、法律案のような衆議院の優越は認められていない。

第三に、参議院が否決したにもかかわらず衆議院が再議決により法律を成立させることは、理論上は可能であっても、これを多用することは「国会運営が

¹ 以下、本稿において議席数に言及する場合、特に断らない限り、衆議院については平成24年12月16日の衆議院総選挙の結果を受けたもの、参議院については参議院ウェブサイト（<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/giin/181/giinsu.htm>）掲載の平成24年12月18日時点のものを念頭に置いている。なお、参議院の党派別議席数については、「民主党」は「民主党・新緑風会」、「自由民主党」は「自由民主党・無所属の会」の所属議員数を用いている。

² 予算そのものについては、憲法上、両院協議会を開催しても意見が一致しないとき、又は参議院が衆議院の可決した予算を受け取った後、30日以内に議決しないときは、衆議院の議決をそのまま国会の議決とするという、衆議院の優越が認められている（憲法60条2項）。

強引」などといった悪印象を生じさせる可能性が高い。

このため、新政権としても、少なくとも参議院（3年ごとに半数が改選される）の任期満了（平成25年7月28日）までは、再議決の多用をできるだけ回避し、他党との連立や合意などを形成しながら、政策の実施を進める必要があることが想定されるだろう。なお、今回の衆議院総選挙で54の議席を獲得した日本維新の会の参議院における保有議席数は3であることにも留意が必要であろう。

本稿では、市場・金融法制を中心に、主要政党の政策を比較し、今後どのような政策が実施される可能性があるかを検討してみる。なお、本稿の目的は、あくまでも主要政党が掲げる政策の間に共通する部分と、相違する部分を検討することにある。各政党の政策に優劣をつけることや、特定の政党の掲げる政策を批判することを意図したものではない点、あらかじめ断っておく。

2. 市場法制関連

図表 2 主要政党の政策比較（市場法制関連）

| | (参考) これまでの主な施策 | 民主党 (衆 57、参 87) | 自由民主党 (衆 294、参 83) | 公明党 (衆 31、参 19) | 日本維新の会 (衆 54、参 3) | みんなの党 (衆 18、参 11) |
|----|---|----------------------|--|--|---|--|
| | 国家戦略室「日本再生戦略」 (以下、戦) 同「日本再生に向けた改革工程表」 (以下、工) その他 | 「民主党の政権政策 Manifesto」 | 「J-ファイル 2012 総合政策集」 | 「公明党政策集 Policy2012」 | 「骨太 2013-2016 日本を賢く強くする～したたかな日本～」 | 「2012 アジェンダ」 |
| 総論 | <p>「取引所順位アジアトップを目指す、アジア随一の先進的かつ安定的な市場、アジアを含む国内外の資金循環の中核」 (戦 p. 40)</p> <p>「我が国金融機関・市場の競争力向上」 (工 p. 94)</p> <p>「日本のイニシアティブによるアジア金融資本市場の整備・開放、グローバル規制改革の推進」 (工 p. 95)</p> <p>「国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大」 (戦 p. 41)</p> <p>「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化」 (同)</p> <p>「確定拠出年金の拠出規模の拡大」 (同)</p> <p>「投資信託・投資法人法制の見直し」 (工 p. 92)</p> <p>「年金資金を含む公的・準公的セクター資金の有効活用」 (同)</p> | — | <p>「日本をアジアの金融・運用の中心地にするべく、企業の活力ある経済行動と国民資産を適切に運用できる公正な競争条件の確保かつ十分な競争できる活発な金融資本市場を構築します。」 (40)</p> <p>「民間金融機関・証券市場の活性化や資産運用マーケットの強化」 (40)</p> | <p>「日本への内外からの投資を呼び込むため、魅力ある円の国際化など金融・資本市場改革を進めます。」 (8)</p> <p>「アジア域内における金融・決済の安定・効率化を促進するため、日本円とアジア現地通貨 (中国元など) との直接交換取引が可能な市場の発展を図ります。」 (8)</p> | <p>「金融・資本市場の整備・活用」 (政策実例 1)</p> <p>「公正な価格形成を担保し、資本の再配分を効率化。」 (政策実例 1)</p> | <p>「東京経由で世界のマネーをアジア各国へ提供する体制を構築。」 (II A4②)</p> <p>「投資家としての個人、グローバルに通用する金融専門家を育成するプログラムを導入し、日本を産業+金融立国へと導いていく。」 (同)</p> <p>「政府金融資産 300 兆円のうち 3 分の 2 を流動化し、金融市場に新たなビジネスチャンスを創出する。」 (II A2 ③)</p> |

| | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|-----------------------------------|
| | 金融庁が「A I J」投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）」を公表、2012年12月13日付で府令等の改正（「基準価額」や「監査報告書」が国内信託銀行に直接届く仕組みなど）を実施。 | | 「金融検査・監督体制を強化します。」（193） | | | |
| 市場整備 | 「総合的な取引所の実現」（戦 p. 42） 「アジア債券市場規模倍増（2011年比）」（戦 p. 40） 「インフラ投資向け基盤整備・カバードボンド導入の検討（中略）」 ・レベニュー債の活用促進策の検討（以下略）」（工 p. 93） 「プロ向け社債市場の定着・発展に向けた取引所の取組支援」（工 p. 94） 「サムライ債市場の活性化」（工 p. 95） | | 「『日本総合取引所』の創設」（40） 「東証『グローバル30社』インデックスの創設」（同） | | | 「証券・金融・商品等の総合取引所の早期創設を目指す。」（ⅡA4②） |
| 会計・開示 | IFRS 導入先送りの方針を示す（2011年6月）。 四半期開示の簡素化（2011年度第1Q（4-6月）から）。 業績予想開示の柔軟化（2012年3月期から）。 「中小企業の会計に関する基本要領」公表（2012年2月）。 「取引所開示基準の継続的見直し」（工 p. 94） | | | 「新会計基準対応（資産除去債務）における中小企業への負担軽減措置を図ります。」（12） 「中小企業向けの安価な財務会計ソフトウェアサービス」（同） | | |
| 監督・監視体制 | 金融審議会（WG）が、情報伝達者に対する処罰などを検討中。 | | 「インサイダー規制の強化」（193） | | | |

| | | | | | | |
|-----|--|--|--|---|--|--|
| | 「国際的な法務・会計・証券取引等の専門家の育成・登用や海外の監視当局への職員派遣の推進等、証券取引等監視委員会の人材育成及び体制整備を進める」(金融庁「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(2010年12月24日)Ⅱ1(10)) | | 「金融検査官の任期付き外部登用(金融業経験者等)の増強や海外当局との捜査共助の強化等」(193) | | | |
| その他 | | | 「適切な国債管理政策を実行するとともに、あらゆるリスクを想定し、国債価格が暴落する『X-day』を防止するための処方箋を用意します。」(179) | 「『通貨デリバティブ』により被った損失の減額・軽減等を図るため、金融ADRの人員配置を含めた体制の整備や、取引に係る当局による厳格な監督・検査など、被害対策を強化します。」(8) 「『持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)』への金融機関等の賛同署名などを推進します。また、倫理的投融資を政府及び関係法人等に義務づけるとともに、社会一般に倫理的投融資を促す新規立法を検討します。」(14) | | 「アジアの通貨防衛、為替安定を図るため、アジア版通貨基金の構想を推進。」(ⅡA4③) |

(注)党名の右括弧内は各議院における保有議席数(各種報道(平成24年12月16日衆議院総選挙の結果)及び参議院ウェブサイト(<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/giin/181/giinsu.htm>、平成24年12月18日時点)による)。なお、総議席数は、衆議院480、参議院242(うち欠員6)である。

(出所)下記の資料等を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

国家戦略室「日本再生戦略」(<http://www.npu.go.jp/saisei/index.html>)

国家戦略室「日本再生に向けた改革工程表」(<http://www.npu.go.jp/saisei/images/pdf/RightNaviKoutei.pdf>)

民主党「民主党の政権政策 Manifesto」(<http://www.dpj.or.jp/global/downloads/manifesto2012.pdf>)

自由民主党「J-ファイル2012 総合政策集」(http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/j_file2012.pdf)

公明党「公明党政策集 Policy2012」(<http://www.komeito.com/campaign/nipponsaiken/manifesto/policy2012.php>)

日本維新の会「骨太2013-2016 日本を賢く強くする～したたかな日本～」(<http://j-ishin.jp/pdf/honebuto.pdf>)

みんなの党「2012 アジェンダ」(<http://www.your-party.jp/file/agenda201212.pdf>)

わが国金融資本市場の活性化は、多くの政党が方針として掲げており、関心の高い政策となっている。

個別事項で見ると、いわゆる総合取引所構想や、インサイダー取引規制は、既に金融商品取引法等の改正や、金融審議会のワーキング・グループにおける審議などが進められており、新政権の下でも大きな方針の変更はないものと考えられよう。

自由民主党の政策の中では、東証「グローバル 30 社」インデックスの創設が、特に注目される。その趣旨について、自由民主党は「経営者、ガバナンス、開示、パフォーマンスでわが国のトップ 30 企業を選定し、その時価総額上昇を狙う」（「J-ファイル 2012 総合政策集」40 の注釈）と説明している。もちろん、わが国の上場会社のうち、特に優良な企業を選別して、別の「市場」や「指数」を形成させるといった構想は、既に各方面から示されており³、その意味では特段目新しいものとはいえないかもしれない。しかし、その選定基準のあり方や、選定された企業に与えられるメリットなどを巡っては、様々な考え方があり、政策の実現に向けて多岐にわたる議論がなされることとなろう。

市場法制だけではなく、次の金融法制にも関連するが、民主党を中心とする政権下では、金融担当大臣は、2012 年 9 月 10 日に安住財務大臣が事務代理を兼務するまでは、民主党ではなく、国民新党から任命されていた。もちろん、個別に市場・金融法制に関する知見を有する議員は存在するものの、民主党全体としての政策としての優先順位は必ずしも高くないものと推察された。中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律）は、そのような状況で施行された。また、会計・ディスクロージャーについては、投資家等の利用者よりは、作成者に配慮した見直しを実施された（四半期報告の簡素化が実施された他、IFRS についても、2011 年 6 月に導入先送りが決定され、現在、導入の適否や導入方法などについて企業会計審議会で議論が行われている）。このような方向性が自民党を中心とする政権下で変わっていくのかどうかも注目される点である。

³ 具体的には、吉井一洋「東証により高品質な新市場創設を一東証プレミアム市場創設の提案」（『月刊資本市場』（2012 年 6 月号 No.322） pp.50-59、<http://www.dir.co.jp/publicity/magazine/pdf/12061501.pdf>）、川北英隆「企業は株主期待に応えよ」（2012 年 10 月 29 日付日本経済新聞『経済教室』）、西山賢吾「日本を代表する『NIPPON DIAMOND MARKET』の創設を」（NOMURA EQUITY RESEARCH『東証と大証の統合について』（2012 年 11 月 20 日） pp.17-24）などが挙げられる。

3. 金融法制関連

図表3 主要政党の政策比較（金融法制関連）

| | (参考) これまでの主な施策 | 民主党 (衆 57、参 87) | 自由民主党 (衆 294、参 83) | 公明党 (衆 31、参 19) | 日本維新の会 (衆 54、参 3) | みんなの党 (衆 18、参 11) |
|-----------------------|--|---|---|---|---|---|
| | 国家戦略室「日本再生戦略」 (以下、戦) 同「日本再生に向けた改革工程表」 (以下、工) その他 | 「民主党の政権政策 Manifesto」 | 「J-ファイル 2012 総合政策集」 | 「公明党政策集 Policy2012」 | 「骨太 2013-2016 日本を賢く強くする～したたかな日本～」 | 「2012 アジェンダ」 |
| 総論 | 「過半の金融資産を保有する高齢者を含め民間のお金の流れを活性化し、消費や投資につながるメカニズムを構築する。」(戦 p. 15) 「規制緩和等により我が国金融機関の競争力の向上を図る」(戦 p. 41) 「金融業の抱える課題に官民共働で対処する『官民ラウンドテーブル』の設置」(工 p. 94) | | 「金融セクターの対 GDP 比を英国並みの 10%台に押し上げ、『業』としての金融を育成します。」(40) | | | 「事業性資金についてはリスクに見合った金利設定を可能にし、必要なところに資金が回る仕組みを構築する。」(II A2④) |
| ポスト 中小企業金融 円滑化法 | 「中小企業金融円滑化法の平成 24 年度末までの最終延長を踏まえ、中小企業の抜本的な経営改善支援を進める。」(戦 p. 15) 「金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業等への支援」(戦 p. 35) 金融担当大臣談話(2012 年 11 月 1 日)の中で期限到来後も「貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促してまいります」などの方針を明らかにしている。 | 「2013 年 3 月の金融円滑化法終了後も、万全の体制で中小企業の資金繰りを支援する。」(マニフェスト政策各論 2-4) | 「特に、中小企業金融円滑化法の施行期限が到来する来年度以降も金融支援と経営支援を一体的に実施するなど、セーフティーネット機能を強力かつ実効的に果たす施策によって中小企業の資金繰りを徹底サポートします。」(239) 「金融機関による『貸し渋り』、『貸しはがし』の実態とあわせて中小企業金融の現状を把握し、求められる資金需要に的確に応えていきます。」(同) | 「『中小企業金融円滑化法』が 2013 年 3 月で期限を迎えるにあたり、中小企業の金融円滑に支障が出ないようにするため、経済対策の策定・実行とともに、中小企業に対する経営等への支援策を抜本的に強化します。」(8) 「金融機関によるコンサルティング機能の強化」(8) 「相談・助言体制を含めた企業再生支援機構等の機能・連携の強化」(8) 「経営改善や事業再生のための支援機能の強化」(8) | 「雇用調整助成金制度及び中小企業金融円滑化法(金融モラトリアム法)の見直し。」(政策実例 1) | 「安易なモラトリアム(返済猶予)法案延長には反対。」(II A2⑤) |

| | | | | | | |
|------|---|---|--|--|--|--|
| | 「官民連携によるふるさと投資（地域活性化小口投資）プラットフォームを創設」（戦 p. 41） | | 「中小企業基本法を改正し、伸びる力のある企業が成長にメリットを感じ、伸びようとするベンチャーを含めた中小・小規模企業や分野に資金・人材が集まりやすくします。」（236） 「『地域（中小・小規模企業）購入&再投資法』（仮称）の制定を目指します。具体的には、地域の預金を地域に還元すると地域金融機関の基本的使命を踏まえ、地域への還元について一定の指標を設定します。」（238） 「『小規模企業基本法』を制定し、地域社会に活力を取り戻します。」（236） | 「中小企業向けファンドを抜本的に拡充し、中小企業に対するリスクマネーの供給量を増やします。」（12） 「『リレーションシップバンキング』の一層の取り組みを進めます。」（12） 「中小企業等への円滑な資金供給など金融仲介機能が正常に機能するよう検査・監督を強化するとともに、自己資本比率の低下等により金融機関の与信能力が低下することを防止するため金融機能強化法の積極的な活用を進めます。」（同） | | 「20兆円の中小企業向けローン債権に政府保証を付与した上で、証券化、地域型投信を促進する。」（ⅡA2②） 「中小企業の銀行からの長期借入金のDES（デット・エクイティー・スワップ）のリスクウェイトをローン並みにする。」（同） 「地域の産業再生のために、個別の企業価値を見極めた上で、地域密着型金融を強化。」（同） |
| 国際展開 | 「国際展開促進に向けた国内金融規制緩和の検証」（工 p. 94） 「中堅・中小企業の海外事業支援」（工 p. 95） | 「中小企業、ものづくり産業、地場産業の試作開発・設備投資などの支援、質の高い経営支援の提供、海外展開支援を強力に行う。」（マニフェスト政策各論 2-4） | 「中小企業のグローバル化・海外展開の支援」（51） | 「中堅・中小企業の海外展開支援を強化」（8） | | 「内需型産業とされてきた鉄道、流通（コンビニ、専門店）、物流、教育、福祉、農業、飲食、食品といった産業の海外進出を強力に支援する。」（ⅡA4③） |
| 金融特区 | 「総合特区の活用」（戦 p. 21） | | 「外資誘致のための新たな金融特区の創設」（40） | 「特区制度の活用などを含めた大胆な規制緩和や税制優遇措置の実施」（12） | | 「経済特区を拡大し、規制改革を推進」（ⅡA1③） |
| 個人保証 | 「経営者本人保証を限定的にする施策といった個人保証制度の見直し」（戦 p. 35） | 「政府系金融機関の中小企業に対する融資について、個人保証を撤廃する」（マニフェスト政策各論 2-4） 「連帯保証人制度について、廃止を含め、あり方を検討する」（同） | | 「緊急保証制度の審査要件の緩和、個人保証を求めない融資の拡大」（12） 「無担保保証枠の拡大」（同） | | |

| | | | | | | |
|-----|--|--|---|--|--|---|
| その他 | <p>「金融機関による資本性資金の供給促進策（5%出資規制の見直しを含む）の検討」（工 p. 88）</p> <p>「新たな金融手法（資本性借入金、デットエクイティスワップ、デットデットスワップ、ABL 等）の普及・発展」（戦 p. 40）</p> <p>「休眠預金を成長マネーの供給源として有効活用するための仕組みを構築する。」（戦 p. 41）</p> <p>「政府系金融機関等の活用」（工 p. 92）</p> <p>「産業革新機構の活用」（同）</p> <p>民法のうち債権法に関しては、現在、法制審議会民法（債権関係）部会で審議中。なお、右記 398 条の 2 は、債権法（399 条以下）には含まれていない。</p> | | <p>「優良・有望な開発シーズを選別し、ベンチャー企業の事業を再編するための「目利き人材」の確保」（48）</p> <p>（民法 398 条の 2 第 3 項の根拠当権の被担保債権につき）「法的安定性の付与を通じた電子記録債権に係る業務の普及さらには金融の円滑化を図る観点から、同条同項に、『手形上若しくは小切手上的請求権』に加えて『電子記録債権』（電子記録保障に係る請求権を含む。）を追加します。」（191）</p> | <p>「日本政策金融公庫による、雇用調整助成金の支給までの間の『つなぎ融資』の積極活用」（12）</p> <p>「日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の危機対応業務による機動的な対応」（同）</p> | | <p>「NPO 等が貧困層対象のマイクロファイナンス（マイクロクレジット）を実施できるよう法改正・規制緩和を進める。」（ⅡB3②）</p> |
|-----|--|--|---|--|--|---|

（注）党名の右括弧内は各議院における保有議席数（各種報道（平成 24 年 12 月 16 日衆議院総選挙の結果）及び参議院ウェブサイト（<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/giin/181/giinsu.htm>、平成 24 年 12 月 18 日時点）による）。なお、総議席数は、衆議院 480、参議院 242（うち欠員 6）である。

国家戦略室「日本再生戦略」（<http://www.npu.go.jp/saisei/index.html>）

国家戦略室「日本再生に向けた改革工程表」（<http://www.npu.go.jp/saisei/images/pdf/RightNaviKoutei.pdf>）

金融担当大臣談話「中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等について」（<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/2012/20121101-1.html>）

民主党「民主党の政権政策 Manifesto」（<http://www.dpj.or.jp/global/downloads/manifesto2012.pdf>）

自由民主党「J-ファイル 2012 総合政策集」（http://jimn.ncss.nifty.com/pdf/j_file2012.pdf）

公明党「公明党政策集 Policy2012」（<http://www.komeito.com/campaign/nipponsaiken/manifesto/policy2012.php>）

日本維新の会「骨太 2013-2016 日本を賢く強くする～したたかな日本～」（<http://j-ishin.jp/pdf/honebuto.pdf>）

みんなの党「2012 アジェンダ」（<http://www.your-party.jp/file/agenda201212.pdf>）

わが国における金融セクター・金融業の育成・発展については、現政権でも重要政策の一つとして掲げられていた。この点については、新政権においても

大きな変更はないものと思われる。ただし、銀行法上の5%出資規制の見直しなど、現政権下における近年の施策は、銀行など預金取扱金融機関の機能を活用する方向に軸足が置かれているように思われる。他方、民主党政権発足以前の旧自由民主党政権においては、いわゆる「複線的な金融システム」に軸足が置かれていたように思われる⁴。もちろん、こうした変化を、単純に政権交代と結びつけることはできないが、今後、新政権がどのような方向性を指向するのか、注目されよう。

各論としては、中小企業金融円滑化法が2013年3月に期限を迎えることを受けて、その後の中小企業金融のあり方に各党の関心が高いようだ。

⁴ 「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」(平成21年12月9日) p.2 参照。金融庁の次のウェブサイトに掲載されている。http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20091209-1/01.pdf

4. ガバナンス（会社法など）関連

図表4 主要政党の政策比較（ガバナンス関連）

| | (参考) これまでの主な施策 国家戦略室「日本再生戦略」 (以下、戦) 同「日本再生に向けた改革工 程表」(以下、工) その他 | 民主党(衆57、参87) 「民主党の政権政策 Manifesto」 | 自由民主党(衆294、参83) 「J-ファイル 2012 総合政策 集」 | 公明党(衆31、参19) 「公明党政策集 Policy2012」 | 日本維新の会(衆54、参3) 「骨太 2013-2016 日本を賢 く強くする～したたかな日 本～」 | みんなの党(衆18、参11) 「2012 アジェンダ」 |
|------------|--|---|---|---|---|--------------------------------|
| 総論 | 「コーポレート・ガバナンス 強化を含む会社法制の調 査・審議、所要の法改正」(工 p.95) | — | 「国民にとって健全な経済と 成長に結びつく企業法制と 資本市場法制を統合したガ バナンス構築を目指しま す。」(40) | 「CSR(企業の社会的責 任)活動や、CSR活動の情 報開示を進めます。」(14) | — | — |
| 社外取 締役 | 法制審議会が、親会社関係者 等を「社外」と認めないとす る会社法改正を提言。 法制審議会の「附帯決議」 が、取引所規則による上場会 社に対する取締役である独 立役員確保(1人以上)の 努力義務制定を求める。 | | 「社外取締役の要件厳格化」 (192) 「上場会社における複数独立 取締役選任義務の明確化」 (192) | | | |
| 親子会 社法制 | 法制審議会が、多重代表訴訟 制度の導入などの会社法改 正を提言。 | | 「親子会社等に関する規律の 法制化」(192) | | | |
| その他 | | | 「会計監査人選任における監 査役・独立取締役のあり方の 見直し」(192) 「公益通報制度の実効化」 (192) 「監査法人・公認会計士制度 の見直し」(192) 「違法行為についての刑罰厳 格化と『過去は問わない』一 定期の自首による免責」 (192) | | | |

(注)党名の右括弧内は各議院における保有議席数(各種報道(平成24年12月16日衆議院総選挙の結果)及び参議院ウェブサイト(<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/giin/181/giinsu.htm>、平成24年12月18日時点)による)。なお、総議席数は、衆議院480、参議院242(うち欠員6)である。

(出所)下記の資料等を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

国家戦略室「日本再生戦略」(<http://www.npu.go.jp/saisei/index.html>)

国家戦略室「日本再生に向けた改革工程表」(<http://www.npu.go.jp/saisei/images/pdf/RightNaviKoutei.pdf>)

法務省ウェブサイト(<http://www.moj.go.jp/content/000102013.pdf>)

民主党「民主党の政権政策 Manifesto」(<http://www.dpj.or.jp/global/downloads/manifesto2012.pdf>)

自由民主党「J-ファイル 2012 総合政策集」(http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/j_file2012.pdf)

公明党「公明党政策集 Policy2012」(<http://www.komeito.com/campaign/nipponsaiken/manifesto/policy2012.php>)

日本維新の会「骨太 2013-2016 日本を賢く強くする～したたかな日本～」(<http://j-ishin.jp/pdf/honebuto.pdf>)

みんなの党「2012 アジェンダ」(<http://www.your-party.jp/file/agenda201212.pdf>)

自由民主党は、企業のガバナンスに関連する政策にも多く言及している。そのうち、重要ないくつかの項目については、2012年9月7日に、法制審議会が採択した「会社法制の見直しに関する要綱」⁵(以下、「要綱」)とも重複しているため、今後の会社法改正などに向けた動きが注目されよう。

特に、社外取締役の選任義務化に関しては、法制審議会が「要綱」の採択に伴う附帯決議において、取引所規則等を通じて、上場会社に対して取締役である独立役員(いわゆる独立取締役)を**1名以上**確保する「努力義務」を課すように求めている。それに対して、自由民主党の「J-ファイル 2012 総合政策集」は、**複数**の独立取締役を選任する義務を明確化するように求めており、今後、どのような調整がなされるのか注目されよう。

⁵ 法務省のウェブサイト(<http://www.moj.go.jp/content/000102013.pdf>)に附帯決議とともに掲載されている。横山淳「会社法制見直しの要綱案」(2012年8月22日付レポート)も参照(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/12082201commercial.html>)。

5. 競争法制（独占禁止法など）関連

図表5 主要政党の政策比較（競争法制関連）

| （参考）これまでの主な施策 | 民主党（衆57、参87） | 自由民主党（衆294、参83） | 公明党（衆31、参19） | 日本維新の会（衆54、参3） | みんなの党（衆18、参11） |
|--|----------------------|--|--|-----------------------------------|----------------|
| 国家戦略室「日本再生戦略」（以下、戦） 同「日本再生に向けた改革工程表」（以下、工） その他 | 「民主党の政権政策 Manifesto」 | 「J-ファイル2012 総合政策集」 | 「公明党政策集 Policy2012」 | 「骨太 2013-2016 日本を賢く強くする～したたかな日本～」 | 「2012 アジェンダ」 |
| 公正取引委員会が、2011年6月に企業結合規制の審査手続・審査基準を見直す規則改正等を実施。 | | 「企業規模の拡大など企業を強化する過程において、現行の企業結合審査を迅速化し、あわせてその透明性・予見可能性を確保します。各種業界の統廃合を妨げないような環境を整え、わが国がグローバルな競争に勝ち残っていくために必要な産業競争力の基盤を強化します。」（47） 「『下請け代金支払遅延等防止法』・『適正取引推進のためのガイドライン』の運用強化」（240） 「『下請け駆け込み寺』等の相談体制の強化を行います。」（同） 「大型店による地元小売業への影響（不当廉売や優越的地位の濫用）に鑑み、適正なガイドラインの運用を行います。」（240） | 「中小企業など下請企業と元請企業の関係では、取引上の優越的地位の濫用が見られます。こうした不公正な取引が横行しないよう、公正取引委員会の取り締まり・監視体制を強化します。その際、単なる指標であるガイドラインではなく、法律による規制措置を講じます。」（8） 「不当廉売や優越的地位の乱用などに対する課徴金や罰則の強化を受け、国民目線での運用を図るためのガイドラインを策定」（12） | 「日本の競争力を高める徹底した競争政策を実施する」（政策実例1） | — |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | 「事業者が価格に消費税分を適正に転嫁できるように、独占禁止法・下請法の特例にかかる必要な法制上の措置を講じる。」（マニフェスト政策各論 1-9） | | 「中小企業の消費税の転嫁が容易になるよう、業界ごとに消費税を含めた価格の表示方法を統一する措置や、中小企業を中心に消費税の転嫁方法を決定するなどの措置が、独占禁止法の適用除外とするよう対策を講じます。」（8） | | |
|--|--|--|--|--|--|

(注)党名の右括弧内は各議院における保有議席数(各種報道(平成 24 年 12 月 16 日衆議院総選挙の結果)及び参議院ウェブサイト(<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/giin/181/giinsu.htm>、平成 24 年 12 月 18 日時点)による)。なお、総議席数は、衆議院 480、参議院 242 (うち欠員 6) である。

国家戦略室「日本再生戦略」 (<http://www.npu.go.jp/saisei/index.html>)

国家戦略室「日本再生に向けた改革工程表」 (<http://www.npu.go.jp/saisei/images/pdf/RightNavKoutei.pdf>)

公正取引委員会ウェブサイト (<http://www.iftc.go.jp/pressrelease/11.june/110614kiketsu.pdf>)

民主党「民主党の政権政策 Manifesto」 (<http://www.dpj.or.jp/global/downloads/manifesto2012.pdf>)

自由民主党「J-ファイル 2012 総合政策集」 (http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/j_file2012.pdf)

公明党「公明党政策集 Policy2012」 (<http://www.komeito.com/campaign/nipponsaiken/manifesto/policy2012.php>)

日本維新の会「骨太 2013-2016 日本を賢く強くする～したたかな日本～」 (<http://j-ishin.jp/pdf/honebuto.pdf>)

みんなの党「2012 アジェンダ」 (<http://www.your-party.jp/file/agenda201212.pdf>)

自由民主党が、企業結合審査の迅速化を掲げていることが注目される。これは、わが国におけるM&Aの活性化などを目的としたものと思われる。この問題を巡っては、図表 5 にも記載したように、公正取引委員会が、2011 年 6 月に企業結合審査の迅速性等を高める観点から、審査手続・審査基準を見直す規則改正等を実施している⁶。自由民主党は、さらなる審査手続の迅速化を求めていくものと思われる。

⁶ 公正取引委員会ウェブサイト (<http://www.iftc.go.jp/pressrelease/11.june/110614kiketsu.pdf>) 参照。

6. 消費者保護法制関連

図表6 主要政党の政策比較（消費者保護法制関連）

| (参考) これまでの主な施策 | 民主党（衆 57、参 87） | 自由民主党（衆 294、参 83） | 公明党（衆 31、参 19） | 日本維新の会（衆 54、参 3） | みんなの党（衆 18、参 11） |
|--|--|--|---|-----------------------------------|------------------|
| 国家戦略室「日本再生戦略」（以下、戦） 同「日本再生に向けた改革工程表」（以下、工） その他 | 「民主党の政権政策 Manifesto」 | 「J-ファイル2012 総合政策集」 | 「公明党政策集 Policy2012」 | 「骨太 2013-2016 日本を賢く強くする～したたかな日本～」 | 「2012 アジェンダ」 |
| 消費者庁が、集団的消費者被害回復訴訟（いわゆる日本版クラスアクション）などの導入を準備中。 | 「消費生活相談の過半を占める財産被害の救済と消費者団体訴訟制度を実効あるものとするため、悪徳業者が違法に集めた財産を没収する制度を創設する。」（マニフェスト政策各論 1-12） | 「少額多数被害者の救済策として『集団的被害者救済制度』を整備します。」（181） | 「悪徳業者などの『やり得』を許さず、被害者の泣き寝入りを防ぐため、不当な収益の散逸やはく奪から被害者を救済する制度の実現を目指します。」（5） | 「供給者から消費者優先へ。」（政策実例 1） | — |

(注)党名の右括弧内は各議院における保有議席数(各種報道(平成 24 年 12 月 16 日衆議院総選挙の結果)及び参議院ウェブサイト(<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/giin/181/giinsu.htm>、平成 24 年 12 月 18 日時点)による)。なお、総議席数は、衆議院 480、参議院 242 (うち欠員 6) である。

(出所) 下記の資料等を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

国家戦略室「日本再生戦略」 (<http://www.npu.go.jp/saisei/index.html>)

国家戦略室「日本再生に向けた改革工程表」 (<http://www.npu.go.jp/saisei/images/pdf/RightNavKoutei.pdf>)

消費者庁ウェブサイト (<http://www.caa.go.jp/planning/index12.html>)

民主党「民主党の政権政策 Manifesto」 (<http://www.dpj.or.jp/global/downloads/manifesto2012.pdf>)

自由民主党「J-ファイル 2012 総合政策集」 (http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/j_file2012.pdf)

公明党「公明党政策集 Policy2012」 (<http://www.komeito.com/campaign/nipponsaiken/manifesto/policy2012.php>)

日本維新の会「骨太 2013-2016 日本を賢く強くする～したたかな日本～」 (<http://j-ishin.jp/pdf/honebuto.pdf>)

みんなの党「2012 アジェンダ」 (<http://www.your-party.jp/file/agenda201212.pdf>)

具体的な内容に相違点（財産没収、被害者救済など）はあるものの、消費者保護の拡充は、多くの政党が政策として掲げている。その意味では、現在、消費者庁が進めている集団的消費者被害回復訴訟（いわゆる日本版クラスアクション）の導入⁷などは、基本的には新政権下でも引き継がれるものと思われる。

⁷ 消費者庁ウェブサイト (<http://www.caa.go.jp/planning/index12.html>)。なお、横山淳「日本版クラスアクションの制度案」（2012年9月13日付レポート、<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/12091301law-others.html>）、同「日本版クラスアクションと金融商品取引法」（『大和総研調査季報』（2012年1月新春号 vol.5） pp.98-123、<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12040201financial.html>）なども参照。

7. 破産・事業再生法制関連

図表7 主要政党の政策比較（破産・事業再生法制関連）

| （参考）これまでの主な施策 | 民主党（衆57、参87） | 自由民主党（衆294、参83） | 公明党（衆31、参19） | 日本維新の会（衆54、参3） | みんなの党（衆18、参11） |
|---|----------------------|--------------------|---|---|----------------|
| 国家戦略室「日本再生戦略」（以下、戦） 同「日本再生に向けた改革工程表」（以下、工） その他 | 「民主党の政権政策 Manifesto」 | 「J-ファイル2012 総合政策集」 | 「公明党政策集 Policy2012」 | 「骨太 2013-2016 日本を賢く強くする～したたかな日本～」 | 「2012 アジェンダ」 |
| 「ベンチャービジネスの育成や事業再生支援等の観点から無議決権株式のより一層の活用等の金融機関による資本金の供給促進等」（戦 p.35） | — | — | 「再生を検討する中小企業へのきめ細かな相談対応や再生計画の策定支援を強化します。」（12） 「友好的な企業合併を推進するため、必要な資金調達円滑化や資産査定費用（外国企業による『インバウンドM&A』含む）、清算手続き等に対する補助など、企業の再チャレンジを支援します。」（同） 「地域経済の下支えのため、地域力再生機構（企業再生機構）の早期設置を図り、地域企業の再生の円滑化を進めます。」（同） 「商工中金に企業再生ファンドへの出資枠を創設し出資損を政府が補てんするなど中堅企業再生を支援するとともに、中小企業整備基盤機構から中堅企業の再生ファンド向け出資ができるように、中小企業基本法による『中小企業』の定義を拡大します。」（同） | 「競争での敗者の受け皿整備。」（政策実例1） 「破産法制（特に民事再生法）を大幅に見直し、経営責任の明確化、債務カット（債権者側の不良債権処理）を促進→再チャレンジ可能な社会」（同） 「敗者の破綻処理→再チャレンジ」（同） | — |

（注）党名の右括弧内は各議院における保有議席数（各種報道（平成24年12月16日衆議院総選挙の結果）及び参議院ウェブサイト（<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/giin/181/giinsu.htm>）

平成 24 年 12 月 18 日時点)による)。なお、総議席数は、衆議院 480、参議院 242 (うち欠員 6) である。

(出所) 下記の資料等を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

国家戦略室「日本再生戦略」 (<http://www.npu.go.jp/saisei/index.html>)

国家戦略室「日本再生に向けた改革工程表」 (<http://www.npu.go.jp/saisei/images/pdf/RightNaviKoutei.pdf>)

民主党「民主党の政権政策 Manifesto」 (<http://www.dpj.or.jp/global/downloads/manifesto2012.pdf>)

自由民主党「J-ファイル 2012 総合政策集」 (http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/j_file2012.pdf)

公明党「公明党政策集 Policy2012」 (<http://www.komeito.com/campaign/nipponsaiken/manifesto/policy2012.php>)

日本維新の会「骨太 2013-2016 日本を賢く強くする～したたかな日本～」 (<http://j-ishin.jp/pdf/honebuto.pdf>)

みんなの党「2012 アジェンダ」 (<http://www.your-party.jp/file/agenda201212.pdf>)

新政権における自由民主党との連立が報じられている⁸公明党が、事業再生に関する政策を詳細に取り上げている点が注目される。また、今回の衆議院総選挙で(衆議院の)第3党となった日本維新の会も、具体的な内容は異なるものの、事業再生に関する政策に言及している。

⁸ 2012 年 12 月 17 日付日本経済新聞など参照。